

済生会貴船福祉ケアセンターにおける女性活躍推進法に基づく行動計画

令和3年4月1日

「女性活躍推進法」に基づき、法人組織として、女性が活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2 当センターの課題

課題①：昇任させた女性管理職のメンタル対策

課題②：昇任したいと思える職場環境の整備

3 内容

目標① 管理職以外の役職者（リーダーや主任）への昇任機会の確保

（取組内容）

令和3年4月～ 新たな管理職ポストを新設し、女性を登用した。

令和3年10月～ 女性管理職による面談や意向調査を実施する。

令和3年8月～ 専門業者によるストレスチェックの活用及び産業医による診断の実施。

目標② 育児休暇を取得しやすい環境整備や育休明けの職員の有効活用

（取組内容）

令和3年4月～ 育児休業に重点を置く介護職員に正規への復帰を条件とする、臨時職員への任用替え。

令和3年4月～ 会議・委員会の見直しにより、勤務時間内に行える体制の構築。

令和3年4月～ リフレッシュ休暇の新設や夏季厚生休暇を年休に組み込み、1年を通して取得しやすい環境整備。

以上